

# 大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 令和 7 年 3 月 2 6 日

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定

4 教 育 長 の 報 告

5 議 事

日程第 1 (議案第 1 0 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 1 1 号) 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について

日程第 3 (議案第 1 2 号) 大和市学校給食実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 4 (報告第 1 号) 大和市教育委員会職員の人事異動について

6 そ の 他

7 閉 会



(1) 前月定例会以降の動き

1. 大和市ダンススポーツ大会	2/16（日）	大和スポーツセンター
2. 県央教育事務所管内教育長会議	2/19（水）	厚木合同庁舎
3. 大和童話の会2月例会ウィンターコンサート	2/20（木）	文化創造拠点シリウス
4. 令和6年度教育委員会表彰式	2/23（日）	文化創造拠点シリウス
5. 母親クラブ大会	3/ 1（土）	コミュニティセンター南林間会館
6. 大和市野球連盟総合開幕式	3/ 2（日）	大和スタジアム
7. 大和・綾瀬スポーツフェスティバル	3/ 2（日）	大和ゆとりの森
8. 大和市立下福田中学校卒業式参列	3/12（水）	下福田中学校
9. 第55回武相華道展	3/15（土）	町田パリオ
10. 大和市珠算競技大会表彰式、優良生徒表彰式	3/16（日）	大和商工会議所
11. 第20回大美展 大和美術協会会員展	3/16（日）	文化創造拠点シリウス
12. 大和市立緑野小学校卒業式参列	3/19（水）	緑野小学校
13. 総合教育会議	3/21（金）	大和市役所
14. 西鶴間しんちゃんハウス卒業生を送る会と 新入生歓迎会	3/22（土）	西鶴間小学校

(2) 令和7年3月 市議会 第1回定例会日程

- ・本会議 初日 2/25（火） 一般質問 3/14（金）・17（月）・18（火）  
最終日 3/24（月）
- ・委員会 文教市民経済常任委員会 2/28（金） 厚生常任委員会 3/3（月）

○ 一般質問の概要

- ① 堀口 香奈 議員 ・修学旅行における安全確保について
- ② 金原 忠博 議員 ・体験を通じた環境教育及び、美化意識の向上につながる取組について
- ③ 大波 修二 議員 ・部活動の地域展開について
- ④ 星野 翔 議員 ・給食費の公会計化について
- ⑤ 吉田 奈々 議員 ・学校の長期休業期間における昼食に関するアンケートについて
- ⑥ 布瀬 恵 議員 ・学校におけるこどもの意見の尊重及び、いじめ対応について
- ⑦ 高久 良美 議員 ・現職自衛官による小学校での授業について
- ⑧ 石田 裕 議員 ・教員の労働環境について

### (3) 次月定例会までの予定

- |                                  |          |             |
|----------------------------------|----------|-------------|
| 1. 第28回神奈川県スポーツ推進審議会             | 3/27 (木) | 神奈川県庁       |
| 2. 神奈川の教員の働き方改革加速化宣言にかかる<br>記者会見 | 3/28 (金) | 神奈川県庁       |
| 3. 南林間しんちゃんハウス卒業生を送る会と<br>新入生歓迎会 | 3/29 (土) | 南林間小学校      |
| 4. 大和のアート展                       | 3/29 (土) | 文化創造拠点シリウス  |
| 5. 退職辞令交付式                       | 3/31 (月) | 大和市役所       |
| 6. 採用辞令交付式                       | 4/ 1 (火) | 保健福祉センター    |
| 7. 大和市子ども会連絡協議会総会                | 4/10 (木) | 生涯学習センター    |
| 8. 大和市交通安全対策協議会 街頭キャンペーン         | 4/10 (木) | 大和駅東口広場     |
| 9. 鎌倉市立由比ガ浜中学校開校セレモニー            | 4/12 (土) | 鎌倉市立由比ガ浜中学校 |
| 10. 大和市書道連盟展                     | 4/13 (日) | 文化創造拠点シリウス  |
| 11. 小中校長会                        | 4/14 (月) | 大和市役所       |
| 12. 令和7年度青少年指導員連絡協議会総会           | 4/19 (土) | 保健福祉センター    |

議案第10号

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び  
大和市教育局公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び大和市教育局  
公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和7年3月26日提出

大和市教育局  
教育長 藤 井 明



大和市教委規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

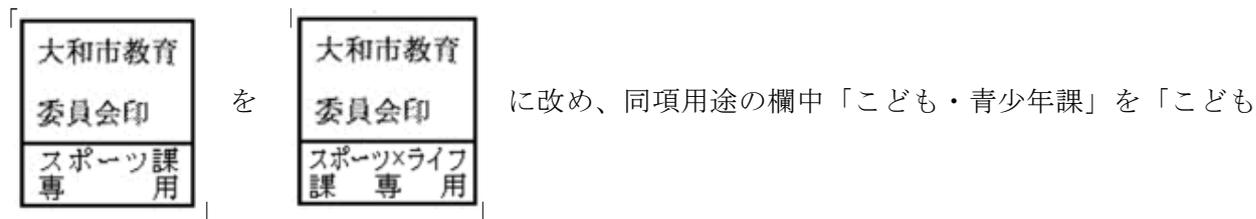
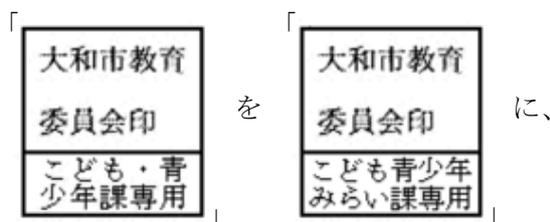
別表第1、2の項中「こども・青少年課」を「こども青少年みらい課」に改め、同表3の項中「文化スポーツ部長」を「健幸・スポーツ部長」に改め、同表4の項中「文化スポーツ部長及びスポーツ課」を「健幸・スポーツ部長及びスポーツ×ライフ課」に改め、同表5の項中「文化スポーツ部長」を「健幸・スポーツ部長」に、「文化スポーツ部」を「健幸・スポーツ部」に改める。

別表第3こども・青少年課の項中「こども・青少年課」を「こども青少年みらい課」に改め、同表スポーツ課の項中「スポーツ課」を「スポーツ×ライフ課」に改める。

(大和市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表専用委員会印の項形式の欄中



青少年みらい課」に、「スポーツ課」を「スポーツ×ライフ課」に改め、同項管理者の欄中「こども・青少年課長」を「こども青少年みらい課長」に、「文化スポーツ部」を「健幸・スポーツ部」に、「スポーツ課長」を「スポーツ×ライフ課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案			現行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
	事務	職員		事務	職員
略			略		
2	(1) 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。 (2) 青少年教育施設の整備計画に関すること。 (3) 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。 (4) 青少年指導者の育成に関すること。 (5) 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。	こども部長及び <u>こども青少年みらい課</u> の職員	2	(1) 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。 (2) 青少年教育施設の整備計画に関すること。 (3) 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。 (4) 青少年指導者の育成に関すること。 (5) 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。	こども部長及び <u>こども・青少年課</u> の職員
3	(1) 社会教育の総合的な企画調整に関すること。 (2) 社会教育に係る調査及び企画に関すること。 (3) 社会教育施設の整備計画に関すること。 (4) 社会教育指導者の育成に関すること。 (5) 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会に関すること。	<u>健幸・スポーツ部長</u> 及び <u>図書・学び交流課</u> の職員	3	(1) 社会教育の総合的な企画調整に関すること。 (2) 社会教育に係る調査及び企画に関すること。 (3) 社会教育施設の整備計画に関すること。 (4) 社会教育指導者の育成に関すること。 (5) 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会に関すること。	<u>文化スポーツ部長</u> 及び <u>図書・学び交流課</u> の職員

	<p>(6) 社会教育に対する支援に関すること。</p> <p>(7) 社会同和教育に係る啓発に関すること。</p> <p>(8) ユネスコ活動に関すること。</p> <p>(9) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(10) 学習機会提供の総合管理に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(12) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。</p> <p>(14) 読書活動の総合的な企画調整に関すること。</p>		<p>(6) 社会教育に対する支援に関すること。</p> <p>(7) 社会同和教育に係る啓発に関すること。</p> <p>(8) ユネスコ活動に関すること。</p> <p>(9) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(10) 学習機会提供の総合管理に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(12) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。</p> <p>(14) 読書活動の総合的な企画調整に関すること。</p>		
4	<p>(1) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。</p>	<p><u>健幸・スポーツ部長及びスポーツ×ライフ課の職員</u></p>	4	<p>(1) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。</p>	<p><u>文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員</u></p>
5	<p>(1) この補助執行における大和市議会における説明及び答弁に関すること。</p> <p>(2) この補助執行において、事務委任規則に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。</p> <p>(3) この補助執行における教育財産の管理に関すること。</p>	<p>こども部長及び<u>健幸・スポーツ部長</u>その他こども部及び<u>健幸・スポーツ部</u>の職員</p>	5	<p>(1) この補助執行における大和市議会における説明及び答弁に関すること。</p> <p>(2) この補助執行において、事務委任規則に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。</p> <p>(3) この補助執行における教育財産の管理に関すること。</p>	<p>こども部長及び<u>文化スポーツ部長</u>その他こども部及び<u>文化スポーツ部</u>の職員</p>

別表第3（第4条関係）

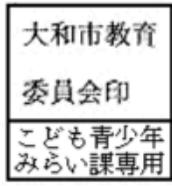
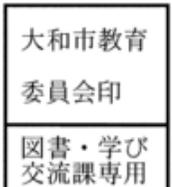
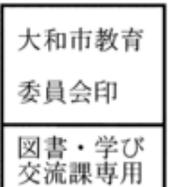
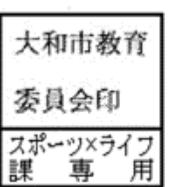
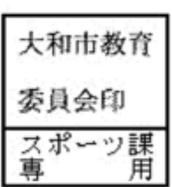
補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略						
こども青少年みらい課	略	①～④ 略		①～③ 略	①・② 略	略
略						
スポーツ×ライフ課	略	①・② 略				

別表第3（第4条関係）

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略						
こども・青少年課	略	①～④ 略		①～③ 略	①・② 略	略
略						
スポーツ課	略	①・② 略				

大和市教育委員会公印規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案						現行					
別表（第3条関係） 庁印						別表（第3条関係） 庁印					
名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者
略						略					
専用委員会印	てん書	方 21		こども青少年みらい課の補助執行事務に係る文書	こども部 こども青少年みらい課長	専用委員会印	てん書	方 21		こども・青少年課の補助執行事務に係る文書	こども部 こども・青少年課長
	てん書	方 21		図書・学び交流課の補助執行事務に係る文書	健幸・スポーツ部 図書・学び交流課長		てん書	方 21		図書・学び交流課の補助執行事務に係る文書	文化スポーツ部 図書・学び交流課長
	てん書	方 21		スポーツ×ライフ課の補助執行事務に係る文書	健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課長		てん書	方 21		スポーツ課の補助執行事務に係る文書	文化スポーツ部 スポーツ課長

議案第 1 1 号

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和 7 年 3 月 2 6 日 提出

大和市教育局  
教育長 藤 井 明



大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する  
規程

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2 図書・学び交流課及びスポーツ課の項中「スポーツ課」を「スポーツ×ライフ課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。



大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現行			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	補助執行課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
略				略			
図書・学び 交流課及び <u>スポーツ×</u> ライフ課	略			図書・学び 交流課及び <u>スポーツ課</u>	略		



議案第12号

大和市学校給食実施要綱の一部を改正する要綱について

大和市学校給食実施要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和7年3月26日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明



## 大和市学校給食実施要綱の一部を改正する要綱

大和市学校給食実施要綱（平成20年大和市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第2条中「小学校においては年間191回を中学校においては」を削る。

第3条第1項中「定める保護者が負担すべき経費（以下「学校給食費」という。）は、以下」を「規定する学校給食費は、次」に改め、同条第2項中「保護者（」の次に「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。」を加え、「前条」を「前項」に改め、同条第3項中「各号に定める」を「各号に掲げる」に改め、同項各号中「場合。」を「場合」に改める。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定は公表の日から施行する。



改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第2条 学校給食は、学校の学年を通じて大和市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)において、年間186回を上限とし、各学校からの連絡に基づき実施するものとする。ただし、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条に定める休業日を除く。</p> <p>(学校給食費)</p> <p>第3条 法第11条第2項に<u>規定する</u>学校給食費は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>小学校 月額 4,260円(児童一人あたり)                  中学校 月額 4,740円(生徒一人あたり)</p> <p>2 小中学校の児童及び生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。)は、<u>前項に定める</u>学校給食費を、毎月末までに、当該児童及び生徒が就学している小中学校の校長に支払うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保護者は、次の各号に<u>掲げる</u>場合は、教育長が別に定める額の学校給食費を支払うものとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒が欠席した場合(保護者からの申出があった場合に限る。)</p> <p>(2) 学級閉鎖により学校給食を実施しない場合</p> <p>(3) 児童及び生徒が転入又は転出した場合</p> <p>(4) その他教育委員会が必要と認める場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第2条 学校給食は、学校の学年を通じて大和市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)において、<u>小学校においては年間191回を中学校においては年間186回を</u>上限とし、各学校からの連絡に基づき実施するものとする。ただし、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成13年大和市教育委員会規則第4号)第3条に定める休業日を除く。</p> <p>(学校給食費)</p> <p>第3条 法第11条第2項に<u>定める</u>保護者が負担すべき経費(以下「学校給食費」という。)は、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p>小学校 月額 4,260円(児童一人あたり)                  中学校 月額 4,740円(生徒一人あたり)</p> <p>2 小中学校の児童及び生徒の保護者(以下「保護者」という。)は、<u>前条に定める</u>学校給食費を、毎月末までに、当該児童及び生徒が就学している小中学校の校長に支払うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保護者は、次の各号に<u>定める</u>場合は、教育長が別に定める額の学校給食費を支払うものとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒が欠席した場合。<u>。(保護者からの申出があった場合に限る。)</u></p> <p>(2) 学級閉鎖により学校給食を実施しない場合。<u>。</u></p> <p>(3) 児童及び生徒が転入又は転出した場合。<u>。</u></p> <p>(4) その他教育委員会が必要と認める場合。<u>。</u></p>



報告第1号

大和市教育委員会職員の人事異動について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和7年3月26日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明